

定期報告制度のお知らせ

平成 13 年 9 月に起きた東京都新宿歌舞伎町の雑居ビル火災では、44 人もの尊い命が奪われる大惨事となりました。

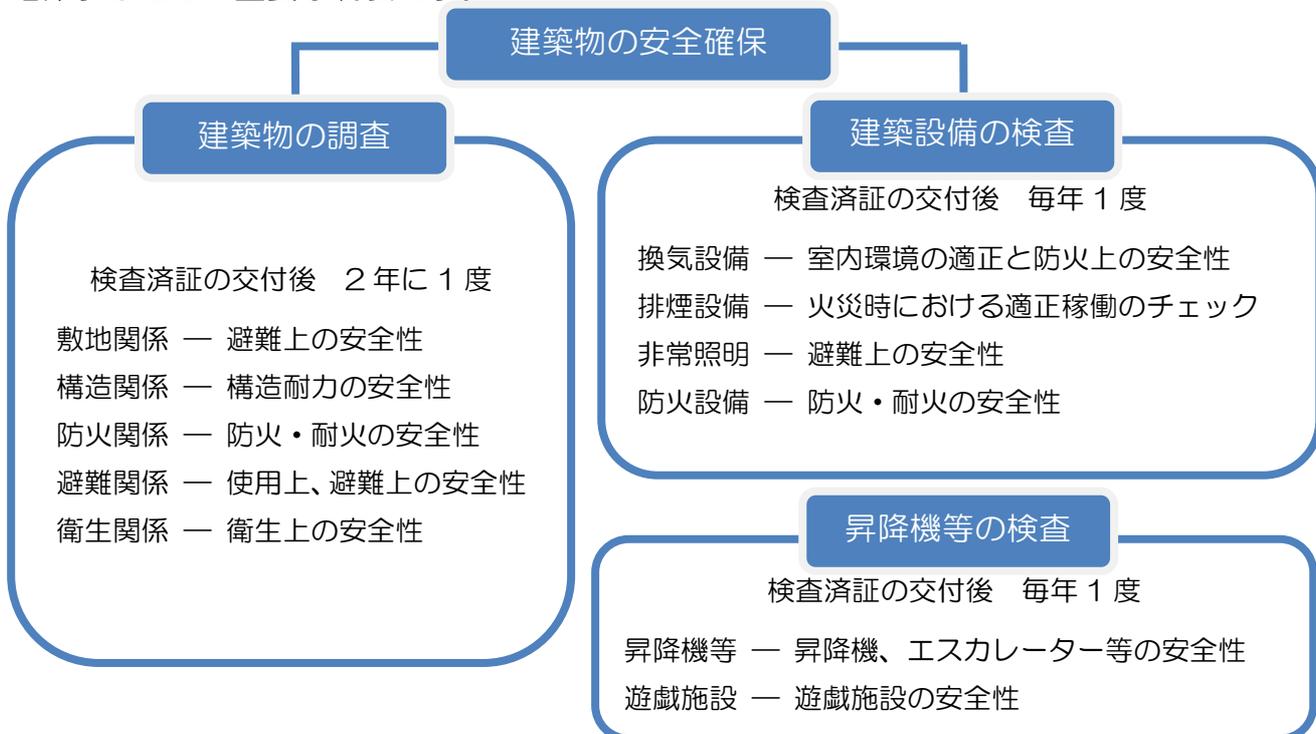
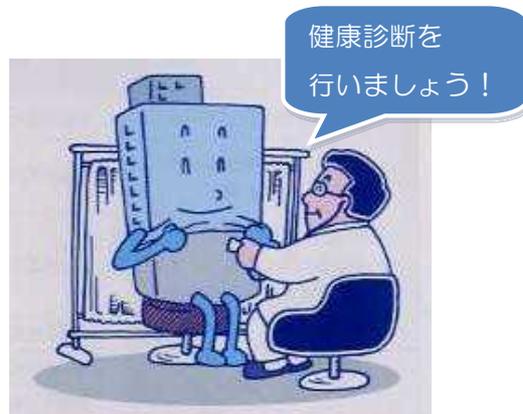
これらの建築物は、その後の調査により、建築基準法や消防法等の法令上の不適合や維持管理上の不備が明らかになっています。

建築基準法では、建築物の所有者・管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされています（法 8 条 1 項）。

さらに、特定行政庁が指定する建築物の所有者・管理者は、定期に専門技術を有する資格者に調査（検査）をさせ、その結果を特定行政庁に報告しなければなりません（法 12 条 1 項・3 項）。

定期的な調査（検査）を実施し、その結果を特定行政庁に報告することは、所有者・管理者に課せられた義務であり、定期報告を行うべきであるのに行なわなかったり、虚偽の報告を行った場合は罰則（100 万円以下の罰金）の対象となります（法 101 条 2 項）。

定期報告制度は、不特定多数の人々が利用する建築物の防火・避難の安全性、耐久性、衛生などの基本的な事項について、定期的に調査（検査）を行うことで、建築物の安全を確保するための重要な制度です。



【問い合わせ先】 417-8601 富士市永田町1丁目100番地
富士市 都市整備部 建築土地対策課 建築安全推進担当
電話：(0545) 55-2791 FAX：(0545) 53-2773

【事故や火災等による犠牲者】

平成24年 5月 広島県福山市ホテルで火災 7人死亡

平成25年10月 福岡県福岡市診療所で火災 10人死亡

平成27年 5月 東京都川崎市簡易宿泊所で火災 10人死亡

平成28年6月より、法律が一部改正され、対象建物、防火設備等が追加されました。

【建築基準法より一部抜粋】

（維持保全）

第8条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。

（報告、検査等）

第12条 第6条第1項第1号に掲げる建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物（以下この項及び第3項において「国等の建築物」という。）を除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築物（同号に掲げる建築物その他政令で定める建築物をいう。以下この条において同じ。）で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物を除く。）の所有者（所有者と管理者が異なる場合においては、管理者。第三項において同じ。）は、これらの建築物の敷地、構造及び建築設備について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員資格者証の交付を受けている者（次項及び次条第3項において「建築物調査員」という。）にその状況の調査（これらの建築物の敷地及び構造についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含み、これらの建築物の建築設備及び防火戸その他の政令で定める防火設備（以下「建築設備等」という。）についての第3項の検査を除く。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

3 特定建築設備等（昇降機及び特定建築物の昇降機以外の建築設備等をいう。以下この項及び次項において同じ。）で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの（国等の建築物に設けるものを除く。）及び当該政令で定めるもの以外の特定建築設備等で特定行政庁が指定するもの（国等の建築物に設けるものを除く。）の所有者は、これらの特定建築設備等について、国土交通省令で定めるところにより、定期に、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員資格者証の交付を受けている者（次項及び第12条の3第2項において「建築設備等検査員」という。）に検査（これらの特定建築設備等についての損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて、その結果を特定行政庁に報告しなければならない。

【罰則】

第101条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

2 第12条第1項若しくは第3項（これらの規定を第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。）又は第5項（第2号に係る部分に限り、第88条第1項から第3項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

廊下、階段等に物を置いたり、防火シャッターや防火戸のまわりに物を置いたりすると、火事が発生したときなど、いざというときに逃げられず、火災による被害を大きくする原因となります。

